

## 秋田県漁業近代化資金利子補給規程

(利子補給)

第1条 県は、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）

第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項第1号及び第5号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該漁業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

第2条 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が同条第1項第6号と第7号及び第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者にあつては令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
1. 総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金(共同利用を除く)	年1.30%	年1.10%	年1.10%
2. 総トン数20トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金(共同利用を除く)	年1.25%	年1.05%	年1.05%
3. 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金 共同利用に係る漁船の建造若しくは取得又は漁船の改造に必要な資金	年1.30%	年1.10%	※国基準通知による
4. 漁場改良造成用機具、漁船用油供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	年1.30%	年1.10%	※国基準通知による
5. 漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得に必要な資金	年1.30%	年1.10%	年1.10%
6. ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金 (農林水産大臣が指定するものに限る)	年1.30%	年1.10%	年1.10%

7. 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	—	—	※国基準通知による
8. 前号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1.30%	年1.10%	※国基準通知による

※国基準通知とは、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第4の2に基づき、水産庁が各都道府県あてに発出した現在の通知を指す。

#### （利子補給金の額）

第3条 第1条の規定により交付する利子補給の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

#### （利子補給金の請求・支払い）

第4条 融資機関は、知事に利子補給金を請求するときは、前条に規定する毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、利子補給金計算書を作成し、請求書に添付して提出するものとする。

2 知事は、融資機関から請求を受理し適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

#### （利子補給金の打ち切り等）

第5条 知事は、利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関の責に帰すべき理由により、融資機関がこの利子補給規程に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

#### （報告の徴収等）

第6条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給による漁業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又は、その職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和44年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年2月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和49年12月1日から施行する。

2 昭和49年11月30日以前に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金についての第2条の規定の適用については、同条の表中「年2.5%」とあるのは「年2%」と、「年2.3%」とあるのは「年1.8%」と、「年1.5%」とあるのは「年1%」とする。

附 則

1 この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

2 昭和49年12月1日以降昭和52年5月31日以前に利子補給の承認が行われた漁業近代化資金についての第2条の規定の適用については、同条の表の利子補給率の欄中「2%」とあるのは「2.5%」と、「1.8%」とあるのは「2.3%」と、「1%」とあるのは「年1.5%」とする。

附 則

1 この要綱は、昭和54年5月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和54年6月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和55年4月14日から施行する。

2 昭和49年11月30日以前又は昭和52年6月1日以降昭和55年4月13日以前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金についての第2条の規定の適用については、同条の表の利子補給率の欄中「年2.5%」とあるのは「年2%」と、「年2.3%」とあるのは「年1.8%」と、「年1.5%」とあるのは「年1.0%」とする。

附 則

1 この要綱は、昭和56年5月7日から施行する。

2 昭和49年12月1日以降昭和52年5月31日以前又は昭和55年4月14日以降昭和56年5月6日以前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金についての第2条の規定の適用については、同条の表の利子補給率の欄中「年2.0%」とあるのは「年2.5%」と、「年1.8%」とあるのは「年2.3%」と、「年1.0%」とあるのは「年1.5%」とする。

附 則

この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年3月14日から施行する。
- 2 昭和61年3月13日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。
- 2 昭和61年4月30日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年2月20日から施行する。
- 2 昭和62年2月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月15日から施行する。
- 2 昭和62年4月14日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。
- 2 昭和62年6月30日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年10月28日から施行する。
- 2 昭和63年10月27日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年10月4日から施行する。
- 2 平成元年10月3日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月27日から施行する。
- 2 平成2年4月26日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年12月11日から施行する。
- 2 平成2年12月10日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月19日から施行する。
- 2 平成3年11月18日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年12月20日から施行する。
- 2 平成3年12月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。
- 3 秋田県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和44年10月24日施行。以下「交付要綱」という。）第2条の表5に掲げる漁具のうち、漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）が平成3年12月26日付け水-1265号の通知に基づく底びき網の網目拡大のために漁網を取得しようとする法第2条第1項第1号から第3号の定める者（以下「漁業者等」という。）に当該漁網を取得するために必要とする資金を貸付する場合は、交付要綱第2条の表5の欄に定める利子補給率に加え、さらに5.05%の利子補給率の嵩上を行うものとする。
- 4 前項に規定する利子補給は、この要綱の施行の日から平成4年3月31日までに知事が利子補給の承認をしたものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月13日から施行する。
- 2 秋田県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱（平成3年12月20日施行）附則第3項中「5.05%」を「4.8%」に改める。
- 3 平成4年3月12日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年12月2日から施行する。
- 2 平成4年12月1日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年6月4日から施行する。
- 2 平成5年6月3日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年12月27日から施行する。
- 2 平成5年12月26日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年8月9日から施行する。
- 2 平成7年8月8日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年11月10日から施行する。
- 2 平成7年11月9日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年12月8日から施行する。
- 2 平成7年12月7日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月15日から施行する。
- 2 平成8年4月14日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年9月20日から施行する。
- 2 平成8年9月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年2月7日から施行する。
- 2 平成9年2月6日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年3月28日から施行する。
- 2 平成9年3月27日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月23日から施行する。
- 2 平成9年4月22日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年5月23日から施行する。
- 2 平成9年5月22日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 平成9年6月30日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年7月25日から施行する。
- 2 平成9年7月24日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年8月22日から施行する。
- 2 平成9年8月21日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年9月24日から施行する。
- 2 平成9年9月23日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年10月27日から施行する。
- 2 平成9年10月26日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年11月20日から施行する。
- 2 平成9年11月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月6日から施行する。
- 2 平成10年2月5日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月9日から施行する。
- 2 平成10年3月8日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月17日から施行する。
- 2 平成10年3月16日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月14日から施行する。
- 2 平成10年4月13日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月16日から施行する。
- 2 平成10年6月15日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年8月31日から施行する。
- 2 平成10年8月30日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月18日から施行する。
- 2 平成10年9月17日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月22日から施行する。
- 2 平成10年10月21日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年1月6日から施行する。
- 2 平成11年1月5日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月12日から施行する。
- 2 平成11年2月11日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。



附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月22日から施行する。
- 2 平成11年2月21日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月27日から施行する。
- 2 平成11年4月26日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年5月25日から施行する。
- 2 平成11年5月24日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年6月16日から施行する。
- 2 平成11年6月15日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月3日から施行する。
- 2 平成11年8月 2日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年9月28日から施行する。
- 2 平成11年9月27日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年10月20日から施行する。
- 2 平成11年10月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年11月29日から施行する。
- 2 平成11年11月28日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年1月7日から施行する。
- 2 平成12年1月6日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年2月2日から施行する。
- 2 平成12年2月1日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月21日から施行する。
- 2 平成12年4月20日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月25日から施行する。
- 2 平成12年5月24日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月19日から施行する。
- 2 平成12年6月18日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年12月18日から施行する。
- 2 平成12年12月17日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 平成13年1月31日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 平成13年4月1日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 平成13年5月17日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月14日から施行する。
- 2 平成13年8月13日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年2月20日から施行する。
- 2 平成14年2月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月2日から施行する。
- 2 平成14年4月1日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月5日から施行する。
- 2 平成14年7月4日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月22日から施行する。
- 2 平成21年10月21日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月21日から施行する。
- 2 平成28年1月20日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 平成28年3月17日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 平成28年4月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年7月21日から施行する。
- 2 平成28年7月20日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年8月19日から施行する。
- 2 平成28年8月18日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月20日から施行する。
- 2 平成28年9月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年10月20日から施行する。
- 2 平成28年10月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月24日から施行する。
- 2 平成28年11月23日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 平成28年12月18日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 平成29年2月19日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月21日から施行する。
- 2 平成29年3月20日以前の利子補給について、県知事の承認が行われている資金については、なお従前の例による。